令和　　年　　月　　日

（あて先）

広島市水道事業管理者

申 込 者 住所

（所有者）

氏名

貯水槽水道における各戸メーター設置許可条件承諾書

|  |  |
| --- | --- |
| 建物の所在地 | 区・郡 |
| 建 物 の 名 称 |  |
| 整理番号 | 第　　　　　　　　　　　　　　　　　号 |

上記建築物に係る貯水槽水道の各戸検針、各戸徴収を希望するに当たっては、広島市水道給水条例(昭和38年条例第37号)、その他関係規程の規定に基づき、広島市水道事業管理者が下記に定める許可条件について承諾し、適正に管理します。

許　　可　　条　　件　　（　第９章　第３節　）

記

１　貯水槽水道の工事の施行手続

　　申込者は、貯水槽水道に各戸メーターを設置する工事を施行しようとするときは、事前に所管の管理事務所と十分協議し、管理者が別に定める条件に適合するよう設計し、承認を受けた後、指定工事業者が、当該工事を施行するものとする。

２　各戸メーターの設置時期

(1)　貯水槽水道に、各戸メーターを設置する時期は、当該工事が完了し、工事の完成配管図面を所管の管理事務所へ提出した後で、かつ、給水装置及び貯水槽水道により給水可能となったときとする。

(2)　申込者又は各戸メーターの使用者は、善良な管理者の注意をもって各戸メーターを管理し、亡失又はき損したときは、管理者が別に定める損害金を賠償すること。

３　貯水槽水道の変更等の工事

申込者は、当該工事の完了後において、増設、変更、撤去等の工事を施行しようとする場合は、改めて第１項に定める手続きを行わなければならない。

４　使用水量の計量

(1)　貯水槽水道の使用水量は、各戸メーターにより計量する。

(2)　貯水槽水道に各戸メーターを設置することができる条件に適合しなくなったため、受水槽前の給水装置に一括計量するメーター（以下｢不適合による一括メーター｣という。）を設置したときは、このメーターにより計量する。

(3)　(1)及び(2)の使用水量に係る水道料金の算定は、条例に定めるところにより行う。

５　水道料金等の徴収

(1)　前号の水道料金及び広島市下水道条例(昭和４７年条例第９６号）に基づき算定する下水道使用料(以下「水道料金等」という。)は、各戸メーターの使用者から徴収する。

(2)　申込者は、各戸メーターの使用者が共同で使用する共用部分を一括計量するメーター又は不適合による一括メーターを設置した場合は、このメーターに係る水道料金等を責任をもって支払うこととする。

６　施設整備納付金

(1)　申込者は、条例に基づく施設整備納付金を各戸メーターの口径の区分に従い算定し、その合計額を、工事申込みの際納付しなければならない。

(2)　申込者は、不適合による一括メーターを設置した場合、このメーターの口径に係る施設整備納付金額が、既設の各戸メーターの口径に係る施設整備納付金額の合計額を超えるときは、その差額に相当する額を、管理者が指定する期日までに納付しなければならない。なお、既納の施設整備納付金は、還付しない。

７　メーターの保護

申込者及び各戸メーターの使用者は、管理者が行う各戸メーターの検針及び取替作業等に支障のないよう、常に各戸メーターの設置場所を点検整備し、メーターの検針及び取替作業等において、保護設備、保温材の取替、補修等の必要性を管理者が認め、申込者に対し改善命令を出したときは、申込者はこの改善命令を遵守し、申込者の負担において、速やかに取替、補修等を行わなければならない。

８　受水槽等の清掃

(1)　申込者は、受水槽、高置水槽等の清掃、取替作業等を行うときは、必ず事前に管理者に届け出なければならない。

(2)　管理者は、(1)の作業等に使用される計量されない水について、使用水量を認定し、水道料金等を算定のうえ、申込者からこれを徴収する。

(3)　申込者は、(1)及び(2)に定める届出及び水道料金等の支払いについて、第三者に委託することができる。

９　設備管理責任者

(1)　申込者及び各戸メーターの使用者は、貯水槽水道及びこれによって供給される水質等の維持管理をさせるため、当該貯水槽水道の設備管理責任者を選定〔様式1-16号〕し、貯水槽水道における各戸メーター設置許可条件承諾書の提出と同時に管理者へ届け出ること。

(2)　設備管理責任者は、(1)に定める維持管理を行うとともに、配水管の断水工事等に伴う通報連絡を受けたときは、これに協力し、ポンプの空転等の事故が発生しないよう適切な処置を講じること。

(3)　(1)に定める設備管理責任者を変更したときは、速やかに管理者へ届け出ること。

10　立入調査及び検査

(1)　申込者は、管理者が貯水槽水道の立入調査又は検査を必要と認めたときは、これを了承し、積極的に協力しなければならない。

(2)　申込者は、立入調査又は検査の結果により、管理者から貯水槽水道の改善を要求されたときは、これを遵守し、申込者の負担において、速やかに適切な処置を講じなければならない。

11　許可条件違反及び許可の取消し

(1)　管理者は、申込者又は貯水槽水道の使用者が、この許可条件に違反したことにより、この許可条件の履行が不可能となったときは、申込者又は貯水槽水道の使用者に対し、期限を付して改善することを要求することができる。

(2)　管理者は、申込者又は貯水槽水道の使用者が、(1)に定める改善工事を期限までに履行しないときは、許可を取り消すことができる。

(3)　管理者は、(2)により許可を取り消したときは、不適合による一括メーターを設置し、既設の各戸メーターを撤去する。これに要する費用は、申込者の負担とする。

12　損害及び紛争の解決

(1) 貯水槽水道（管理者が貸与したメーターを含む。）に起因して事故が発生し、申込者若しくは貯水槽水道の使用者が災害を受けたとき、第三者に損害を与えたとき、又は紛争が生じたときは、すべて申込者が責任をもって処理すること。

(2)　(1)に定める処理の解決に要した費用は、申込者の負担とする。

13　所有者の変更

給水装置及び貯水槽水道の所有者に変更があるとき、新所有者（建物の区分所有等に関する法律（昭和３７年法律第６９号）の適用を受ける建物であるときは、区分所有者から選任された代表者又は管理組合に限る。）に対し、これらの装置が条件付であることを熟知させるとともに、速やかに管理者へ届け出ること。

14　その他

　　この許可条件に定めのない事項については、条例、施行規程及び材料工法規程等の定めに準ずること。

以上